処　分　基　準

平成17年６月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第51条の９
処 分 の 概 要：登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：登録法人に法第51条の８第４項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・　法第51条の８第４項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係(電話025-285-0110 内線5051~3)
備　　考：